

地域計画の公告

農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定により、地域計画を定めたので、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和7年3月28日

丸森町長 保科 郷雄



記

1 地域計画を定めた地区

- (1) 丸森地区
- (2) 金山地区
- (3) 筆甫地区
- (4) 大内地区
- (5) 小斎地区
- (6) 館矢間地区
- (7) 大張地区
- (8) 耕野地区

2 公表場所

丸森町役場農林課、丸森町ホームページ